

普通財産使用貸借契約書（案）

貸付人 中城村長 比嘉 麻乃を甲とし、借受人 ●●●● を乙として、次の条項により、普通財産の使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条

甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 甲は、その所有する次に掲げる普通財産（以下「貸付物件」という。）を、乙に無償で貸し付ける。

建物

名称	構造	床面積	備考
旧中城村役場 多目的会議室	鉄骨造ルーフデッキ 平屋建て	117.59 m ²	資料 1 参照 (未登記物件)

土地

地番	登記地目	登記地積	備考
中城村字当間 175 番地 1	原野	229.00 m ²	資料 2 参照
中城村字当間 176 番地 1	畑	480.00 m ²	
中城村字当間 176 番地 2	畑	365.00 m ²	
中城村字当間 1100 番地	宅地	176.48 m ²	
中城村字当間 1101 番地	宅地	74.00 m ²	

（使用目的）

第 3 条 乙は、貸付物件を、中城村字当間地区を中心とした国道 329 号線沿いの地域の買物弱者支援、農産物等の直売所による農家支援および地域コミュニティの場の創出による地域課題解決を目的とした用途で自ら使用するものとし、甲の承認を得ないで、その目的を変更してはならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、令和 7 年 6 月●日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項に定める貸付期間の満了する 3 カ月前までに、甲が本契約の変更等に関し特段の意思表示をしない場合には、本契約を更に 1 年間更新し、以降も同様とする。

（物件の引渡し）

第 5 条 甲は、第 4 条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡す。

(使用上の制限)

第6条 乙は、貸付の現状を変更しようとするときは、事前に増改築等を行うとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって甲に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は使用权を譲渡してはならない。

(公租公課の負担)

第8条 甲は、貸付物件に関する租税その他の公課を負担する。

(維持管理)

第9条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実施調査等)

第10条 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実施に関し調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(契約の不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後において、貸付物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完、又は損害賠償の請求をすることができない。

(免責事項)

第12条 甲は、甲の故意又は重大な過失に基づかない地震、火災その他の事故又は諸設備等による損害について、乙に対してその責任を負わないものとする。

(了承事項)

第13条 乙は、貸付物件の現状についてあらかじめ甲からその旨が記載された書面の交付、重要事項に関する説明を受けたことを確認する。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは催告なしにこの契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(財産の返還)

第15条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除された場合においては、自己の負担で直ちにこの貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
ただし、甲、乙協議が整った場合は、この限りでない。

(違約金)

第16条 乙は、貸付期間の満了する3カ月前までに、甲が乙に対し本契約終了の意思表示を行ったにも関わらず甲に貸付物件を返還しない際は、金●●●●円を甲に支払わなければならない。

(損害賠償等)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に関して必要な一切の費用については、全て乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要等が存在している場合でも、甲に償還そ

の他一切の請求ができないものとする。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この仮契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号に基づき、中城村議会の議決を経たときに、何らの手続を要することなく本契約として効力を生じるものとする。

なお、この契約を締結したことの証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

なお、中城村議会の議決を得られない場合は、この仮契約は無効となる。

又、甲は、仮契約が無効になることにより乙が被った損害の責めは負わないものとする。

令和●年●月●日

甲 住 所 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1
氏 名 中城村長 比嘉 麻乃

乙 住 所
氏 名